

[論 文]

女子青年の親に対する扶養義務感と親への感謝との関連

Filial obligation and gratitude to parents of female junior college students

柴 田 雄 企

Shibata Yuki

ABSTRACT

This study investigated the correlation between female junior college students' filial obligation to their aging parents and gratitude toward their parents, by means of a questionnaire. This study also explored the relationship between filial obligation to aging parents and birth order, separation with the parents, and the existence of a person requiring nursing care. The main results were as follows: (1) there was a significant correlation between gratitude to parents and emotional support of filial obligation; (2) the students who were not the eldest child have stronger filial obligation (economical help, physical care) than those who were the eldest child; (3) The students who lived apart from their parents have stronger filial obligation (economical help, emotional support) than the students who lived together; (4) The students who had a person requiring nursing care have a stronger filial obligation (economical help, physical care) than the students who had not.

Key Words: filial obligation for aging parents, gratitude toward one's mother, gratitude toward one's father, female junior college student

【問題と目的】

高齢社会において、親の介護問題は人の人生に大きく関わりを持っていると言える。老親介護は多くの者にとって、いずれはおとずれることが予想される問題である。若者も早くから老親介護についての知識を持ち、介護についての考え方を持っておくべきであると筆者は考える。介護について考えを巡らせ、介護についての知識を持つことは、自分の親の介護について、また、自分が要介護者になった時の準備につながるだろう。

森岡（1976）は老親が必要とする援助のうち、家族が提供できるものとして、「保健のための身体的介護」、「経済安定のための援助」、「情緒的満足のための援助」の3つをあげている。太田・甲斐（2002）は森岡（1976）の挙げた3つの要素に基づいた、老親扶養義務感尺度を開発し、人々の老親扶養に関する義務感の程度を正確に捉えることは、親子関係の実態や家族関係の状況を知るために重要であると指摘している。

東野ら（2007）は、介護者の主観的な認識と介護の実施の関係を検討することの重要性を指摘し、老親扶養義務感と介護継続意思との関係について検討している。そして、介護者の老親扶養義務感が介護継続意識に影響していることを示唆している。

これまでの老親扶養義務感や扶養期待感についての研究は、高齢者や30代以上の既婚者を対象としたものが多い。そこで、本研究では20歳前後の短期大学女子学生を対象に、親に対する扶養義務感について調査することにした。子の扶養義務感には、子の出生順位、親との同別居、子の身近に要介護者がいるかが影響しているのではないだろうか。本研究ではこれらのことについて検討する。

また、若者が自分の親の扶養について考えるにあたって、現在の親子関係も関連していると考えられる。Quinn（1983）は子が親を近い存在であると感じていればいるほど、親への扶養義務感を強く感じていることを指摘している。そこで、本研究では、自分の実の親と義理の親とで扶養義務感に違いがあるのかを比較することにした。また、親への感謝の気持ちと老親扶養義務感との関係も検討することにした。親に対する感謝の気持ちが強いほど、扶養義務感が高いのではないだろうか。

【方 法】

1. 対象者

短期大学女子学生96名。平均年齢は18.67歳（標準偏差は.61、範囲は18～21歳）であった。

2. 調査手続き

調査は2007年11月6日に無記名式で行った。

3. 調査内容

(1) 基本属性

年齢、性別、きょうだいの有無、親との同別居、身近に要介護者がいるか。

(2) 老親扶養義務感尺度

扶養義務感を測定するため、太田ら（2002）の老親扶養義務感尺度を用いた。老親扶養義務感尺度は、経済的援助（3項目）、身体的介護（5項目）、情緒的支援（3項目）の3つの因子から成っている。項目は表1に示した通りである。この尺度は間ら（2004）によって、因子構造の側面からみた構成概念妥当性が支持されている。

自分の親と義理の親とでは扶養義務觀に違いがあるのかどうかを調べるため、本研究では、自分の親と義理の親のそれについて尋ねた。11項目について、5件法で回答を求めた。「そう思わない」を1、「あまりそう思わない」を2、「どちらともいえない」を3、「ややそう思う」を4、「そう思う」を5として得点化した。なお、太田ら（2002）では、明記されていないが、項目5と項目7は逆転項目と考えられるため、評定値を換算して、分析に用いた。老親扶養義務感尺度の得点は11点から55点までの範囲をとり、この得点が高いほど扶養義務感が強いことを示していると考えられる。

(3) 母親および父親への感謝

親への感謝の気持ちを測定するために、池田（2006）による、母親に感謝しているときに感じる気持ち39項目から、12項目を抜粋して用いた。池田（2006）による尺度は4因子

から成っており、各因子から3項目ずつ抜粋した。4因子とは、「援助してくれることへのうれしさ」、「産み育ててくれたことへのありがたさ」、「負担をかけたことへのすまなさ」、「いまの生活をしていられるのは母（父）親のおかげだと感じる気持ち」である。それぞれの項目について、5件法で回答を求めた。「まったくあてはまらない」を1、「あまりあてはまらない」を2、「どちらともいえない」を3、「ややあてはまる」を4、「非常にあてはまる」を5として得点化した。母親と父親のそれぞれについて評定を求めた。得点が高いほど、親への感謝の気持ちが強いと解釈される。

【結果】

1. 老親扶養義務感尺度の結果

(1) 老親扶養義務感尺度の回答分布

老親扶養義務感尺度の回答分布を表に示した。自分の親についての結果を表1に、義理の親についての結果を表2に示した。

表1 自分の親についての老親扶養義務感尺度の回答分布 (n=96) (%)

因 子	質 問 項 目	そ う 思 う	や や そ う 思 う	ど ち ら と も い え な い	あ ま り そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い
経済的援助	1 子どもは老親が日常生活に困らないよう、金銭的援助をすべきだ	27(28.1)	45(46.9)	17(17.7)	7(7.3)	0(0.0)
	4 老親の経済的援助をするのは、子として当然のことだ	26(27.1)	35(36.5)	28(29.2)	7(7.3)	0(0.0)
	7 子どもは老親に生活費などの経済的援助をする必要はない	0(0.0)	4(4.2)	29(30.2)	43(44.8)	20(20.8)
身体的介護	2 親の介護をしないのは、子としての役割を怠っている	32(33.3)	34(35.4)	20(20.8)	10(10.4)	0(0.0)
	5 老親介護は必ずしも子の役割ではない	6(6.3)	27(28.1)	34(35.4)	21(21.9)	8(8.3)
	8 子どもは親の介護を覚悟していかなければいけない	23(24.0)	43(44.8)	23(24.0)	7(7.3)	0(0.0)
	10 親の介護をするのは子として当然のことだ	15(15.6)	52(54.2)	22(22.9)	7(7.3)	0(0.0)
	11 老親が介護を子に望むのは当然のことだ	13(13.5)	36(37.5)	37(38.5)	7(7.3)	3(3.1)
情緒的支援	3 子どもは時には老親に旅行や趣味の活動の機会を用意すべきだ	28(29.2)	47(49.0)	17(17.7)	4(4.2)	0(0.0)
	6 子どもは老親と一緒に何かを楽しむような時間をもつべきだ	31(32.3)	46(47.9)	13(13.5)	6(6.3)	0(0.0)
	9 子どもは老親と共に過ごす時間をもつべきだ	27(28.1)	39(40.6)	25(26.0)	5(5.2)	0(0.0)

自分の親について、扶養義務感が高く評定されていたのは、「子どもは老親と一緒に何かを楽しむような時間をもつべきだ」という項目で、77名(80.2%)の者が「そう思う」、「ややそう思う」と回答していた。続いて、「子どもは時には老親に旅行や趣味の活動の

機会を用意すべきだ」が75名（78.1%）、「子どもは老親が日常生活に困らないよう、金銭的援助をすべきだ」が72名（75.0%）、「親の介護をするのは子として当然のことだ」が67名（69.8%）という順であった。なお、自分の親に対する老親扶養義務感の因子ごとの平均値は、経済的援助が11.61（SD=2.08）、身体的介護が18.04（SD=3.10）、情緒的支援が12.01（SD=2.11）であり、合計は41.67（SD=5.87）であった。

表2 義理の親についての老親扶養義務感尺度の回答分布（n=96）（%）

因 子	質 問 項 目	そ う 思 う	や や そ う 思 う	ど ち ら と も い え な い	あ ま り そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い
経済的援助	1 子どもは老親が日常生活に困らないよう、金銭的援助をすべきだ	15(15.6)	39(40.6)	30(31.3)	12(12.5)	0(0.0)
	4 老親の経済的援助をするのは、子として当然のことだ	11(11.5)	25(26.0)	42(43.8)	17(17.7)	1(1.0)
	7 子どもは老親に生活費などの経済的援助をする必要はない	2(2.1)	11(11.5)	39(40.6)	34(35.4)	10(10.4)
身体的介護	2 親の介護をしないのは、子としての役割を怠っている	11(11.5)	36(37.5)	32(33.3)	17(17.7)	0(0.0)
	5 老親介護は必ずしも子の役割ではない	5(5.2)	23(24.0)	50(52.1)	14(14.6)	4(4.2)
	8 子どもは親の介護を覚悟していなければいけない	12(12.5)	36(37.5)	33(34.4)	14(14.6)	1(1.0)
	10 親の介護をするのは子として当然のことだ	6(6.3)	38(39.6)	32(33.3)	19(19.8)	1(1.0)
	11 老親が介護を子に望むのは当然のことだ	8(8.3)	32(33.3)	41(42.7)	12(12.5)	3(3.1)
情緒的支援	3 子どもは時には老親に旅行や趣味の活動の機会を用意すべきだ	13(13.5)	36(37.5)	35(36.5)	12(12.5)	0(0.0)
	6 子どもは老親と一緒に何かを楽しむような時間をもつべきだ	15(15.6)	33(34.4)	35(36.5)	12(12.5)	1(1.0)
	9 子どもは老親と共に過ごす時間をもつべきだ	12(12.5)	30(31.3)	41(42.7)	12(12.5)	1(1.0)

義理の親について、扶養義務感が高く評定されていたのは、「子どもは老親が日常生活に困らないよう、金銭的援助をすべきだ」で54名（56.3%）が「そう思う」、「ややそう思う」と回答していた。続いて、「子どもは時には老親に旅行や趣味の活動の機会を用意すべきだ」が49名（51.0%）、「子どもは老親と一緒に何かを楽しむような時間をもつべきだ」と「子どもは親の介護を覚悟していなければいけない」が48名（50.0%）という順であった。なお、義理の親に対する老親扶養義務感の因子ごとの平均値は、経済的援助が10.29（SD=2.30）、身体的介護が16.39（SD=3.22）、情緒的支援が10.45（SD=2.24）であり、合計は37.13（SD=6.74）であった。

(2) 出生順位による老親（自分の親）扶養義務感の比較

長子か長子でないかによって、対象者の老親扶養義務感を比較した。対象者のうち、長

子は31名、長子以外の者は65名いた。t検定を行ったところ、経済的援助 ($t(94)=2.03$, $p<.05$) と身体的介護 ($t(94)=2.03$, $p<.05$) において有意差がみられ、いずれも長子以外の者の方が扶養義務感が有意に高かった。

表3 出生順位による親扶養義務感の比較

		長子 (n=31)	t 値	長子以外 (n=65)
老親扶養義務感	経済的援助	11.00 (2.00)	2.03* <	11.91 (2.07)
	身体的介護	17.13 (2.92)	2.03* <	18.48 (3.11)
	情緒的支援	11.87 (2.09)	0.45 n.s.	12.08 (2.13)
	合 計	40.00 (5.27)	1.95 n.s.	42.46 (6.01)

* $p<.05$

(3) 親との同別居による老親（自分の親）扶養義務感の比較

親との同別居によって、対象者の老親扶養義務感を比較した。対象者のうち、親と同居している者は57名、親と別居している者は39名いた。t検定の結果、経済的援助 ($t(94)=2.36$, $p<.05$) と情緒的支援 ($t(94)=2.71$, $p<.01$) において有意差がみられ、いずれにおいても別居の者の方が有意に高かった。

表4 親との同別居による親扶養義務感の比較

		同 居 (n=57)	t 値	別 居 (n=39)
老親扶養義務感	経済的援助	11.21 (2.07)	2.36* <	12.21 (1.98)
	身体的介護	18.09 (3.39)	0.18 n.s.	17.97 (2.65)
	情緒的支援	11.54 (2.18)	2.71* <	12.69 (1.82)
	合 計	40.84 (6.08)	1.68 n.s.	42.87 (5.39)

* $p<.05$

(4) 身近に介護を必要とする人がいる者といない者の老親（自分の親）扶養義務感の比較

本研究の対象者では、身近に介護を必要とする人がいる者が22名、いない者が74名であった。両者の老親扶養義務感の平均値を比較するため、t検定を行った結果、身近に介

護を必要とする者がいる者の方が、自分の親への経済的援助、身体的介護の因子において扶養義務感が有意に高かった（表5）。

表5 身近に要介護者がいる者といない者の老親扶養義務感の比較

		身近に要介護者がいる (n=22)	t 値	身近に要介護者はいない (n=74)
老親扶養義務感	経済的援助	12.50 (1.82)	2.33* >	11.35 (2.09)
	身体的介護	19.27 (2.96)	2.16* >	17.68 (3.06)
	情緒的支援	12.32 (2.15)	0.78 n.s.	11.92 (2.11)
	合 計	44.09 (6.34)	2.26* >	40.95 (5.56)

*p<.05

(5) 自分の親と義理の親の扶養義務感の比較

自分の親の場合と義理の親の場合を比較するため、t検定を行った。どの因子においても自分の親への扶養義務感の方が有意に高かった（表6）。

表6 自分の親と義理の親の老親扶養義務感の比較

		自分の親 (n=96)	t 値	義理の親 (n=96)
老親扶養義務感	経済的援助	11.61 (2.08)	7.73*** >	10.29 (2.30)
	身体的介護	18.04 (3.10)	6.22*** >	16.39 (3.22)
	情緒的支援	12.01 (2.11)	7.22*** >	10.45 (2.24)
	合 計	41.67 (5.87)	8.27*** >	37.13 (6.74)

***p<.001

2. 母親への感謝と父親への感謝

母親への感謝と父親への感謝を比較するため、t検定を行なった。結果、12項目のうち、11項目において、母親への感謝の方が父親への感謝より有意に高かった（表7）。なお、親への感謝の合計では、母親への感謝の合計の方が父親への感謝の合計よりも平均値が高かった。また、4つの下位尺度ごとに比較しても、母親への感謝の方が父親への感謝よりも有意に高かった。

表7 母親への感謝と父親への感謝の比較

因 子	質 問 項 目	母 親	t 値	父 親
援助してくれることへのうれしさ	1 母(父)親は自分が困ったときに助けてくれるのでうれしい	4.36(0.74)	6.54*** >	3.61(1.25)
	5 自分が困ったときには母(父)親が相談にのってくれるのでうれしい	3.86(1.10)	7.04*** >	2.84(1.33)
	9 母(父)親が自分のことを励ましてくれるのでうれしい	3.96(1.10)	6.66*** >	3.10(1.33)
産み育ててくれたことへのありがたさ	2 自分にかけがえのない命を与えてくれた母(父)親をありがたいと思う	4.60(0.69)	5.05*** >	4.16(1.16)
	6 母(父)親がいなければ今の自分は存在しなかったのでありがたいと思う	4.47(0.78)	4.57*** >	4.00(1.23)
	10 今まで自分を支えてくれた母(父)親をありがたいと思う	4.51(0.82)	5.73*** >	3.88(1.28)
負担をかけたことへのすまなさ	3 自分のために母(父)親には苦労をかけていてすまないとと思う	4.42(0.74)	4.65*** >	3.88(1.10)
	7 自分のことで母(父)親に精神的な負担をかけてしまっていてすまないとと思う	3.92(1.04)	5.62*** >	3.20(1.32)
	11 自分が母(父)親に迷惑をかけていてすまないとと思う	4.23(0.97)	5.10*** >	3.65(1.30)
今の生活をしていられるのは母親(父親)のおかげ	4 自分が安心して暮らしているのは母(父)親のおかげだと思う	4.50(0.68)	2.50* >	4.23(0.96)
	8 自分が生活できるのは母(父)親が援助してくれているおかげだと思う	4.36(0.87)	1.67 n.s.	4.15(1.09)
	12 今の自分があるのは母(父)親がしつけをしっかりとしてくれたおかげだと思う	4.05(1.03)	4.47*** >	3.47(1.40)

* p<.05, *** p<.001, () 内は標準偏差

3. 母親および父親への感謝と老親（自分の親）扶養義務感

母親への感謝の気持ちおよび父親への感謝の気持ちと老親扶養義務感の因子ごとの関連を検討するため、相関係数を求めた（表8）。

情緒的支援については、母親への感謝と父親への感謝のいずれにおいても、弱い～中程度の正の相関がみられ、身体的介護と経済的援助においては、一部で弱い正の相関がみられた。

表8 老親（自分の親）扶養義務感と母親および父親への感謝との相関係数

		経済的援助	身体的介護	情緒的支援
母親への感謝	援助してくれることへのうれしさ	.05	.13	.29**
	産み育ててくれたことへのありがたさ	.20*	.25*	.47**
	負担をかけたことへのすまなさ	.03	.26*	.30**
	今の生活をしていられるのは母親のおかげ	.10	.23*	.37**
父親への感謝	援助してくれることへのうれしさ	.19	.19	.26**
	産み育ててくれたことへのありがたさ	.23*	.20	.35**
	負担をかけたことへのすまなさ	.14	.16	.23*
	今の生活をしていられるのは父親のおかげ	.21*	.23*	.28**

*p<.05, **p<.01

【考 察】

まず、老親扶養義務感の強さについて先行研究の結果と比較する。太田ら（2002）は30歳代の女性を対象として調査し、経済的援助11.06（SD=2.74）、身体的介護17.32（SD=3.71）、情緒的支援11.41（SD=2.30）、合計39.79（SD=6.74）という結果を報告している。また、主介護者（26～93歳）を対象とした東野ら（2007）は、老親扶養義務感の合計として、男性40.0（SD=9.3）、女性38.4（SD=8.5）という結果を報告している。

本研究の自分の親に対する老親扶養義務感の平均値は、経済的援助11.61（SD=2.08）、身体的介護18.04（SD=3.10）、情緒的支援12.01（SD=2.11）、合計41.67（SD=5.87）であった。このことから、本研究の結果は先行研究の結果とほぼ同じ値であると言える。

以下、対象者の属性による比較を通して、老親扶養義務感の結果について考察する。そして、老親扶養義務感と親への感謝との関係について考察する。

1. 出生順位と老親扶養義務感

出生順位によって、老親扶養義務感を比較したところ、長子ではない者の方が長子よりも、経済的援助と身体的介護において、高い値であった。親の扶養は長男、長女の責任であるという考え方があると言われているが、結果はそれとは矛盾するものであった。

2. 同別居と老親扶養義務感

親との同別居によって、老親扶養義務感を比較したところ、同居している者より別居している者の方が経済的援助と情緒的支援が高かった。本研究の対象者の別居の者は、親と別居し始めて、約半年ぐらいであると考えられる。そのため親から自分への経済的援助や親と一緒にいる時間について意識するようになったことが、これらの結果に影響したと考えられる。別居して、親のありがたみを意識するようになり、それを返したいという思いが高まったと思われる。

3. 身近な要介護者の存在と老親扶養義務感

自分の身近に介護を必要とする者がいる者の方が、経済的援助と身体的介護において扶養義務感は高かった。身近に介護を必要としている人がいる者は、介護に必要な経済的コストについて知っているので、経済的援助への義務感が高かったのではないかと考えられる。また、介護に伴う精神的負担やストレスなどを目の当たりにすることで、実際に、自分が親を介護するのだという意識や覚悟が生まれるのではないかと考えられる。

4. 自分の親と義理の親との老親扶養義務感の比較

自分の親と義理の親とでは、自分の親への扶養義務感の方が有意に強かった。これは東野ら（2007）の主介護者を対象とした研究における、息子や娘といった実子は、息子の嫁、配偶者より、老親扶養義務感得点が高かったという結果と一致している。この結果は、自分の親に対しては、自分を産み育ててくれた親だからこそ介護するべきだという義務感がより強くなることを示唆している。介護は自分の生活において負担となることは、多くの者が予想すると思われる。自分を産み育ててくれた自分の親に比べると、義理の親に対する義務感は弱くなるのだろう。ただし、未婚の者がほとんどであると考えられる本研究の対象者については、義理の親に対する扶養義務感については想像して回答してもらった。この点は結果の解釈にあたって留意する必要がある。

5. 母親および父親への感謝

結果から、本研究の対象者は、母親に対しても父親に対しても感謝していることがうかがわれた。短期大学女子学生は、父親への感謝より同性である母親に対する感謝の方が強かった。特に、父親からの援助は感じていないが、母親からの援助は感じていると思われる項目として、「自分が困ったときに相談にのってくれる」、「自分のことを励ましてくれる」というものがあった。女子青年にとって、母親は同性として学ぶことが多く、女性として成長していく中で大きな役割を持っていると考えられる。

6. 親への感謝と老親扶養義務感

親への感謝と老親扶養義務感との関連については、母親においても父親においても感謝の全ての因子と、情緒的支援との間に正の相関が見られた点が特徴的な結果であった。相関関係から因果関係を示すことはできないが、親への感謝の気持ちが強いほど、親を情緒的に支援しようという意識が高まるのかもしれない。

また、身体的介護においては、母親の場合は3つの因子で弱い相関がみられたのに対して、父親の場合は、1つの因子で弱い相関がみられただけであった。これは、父親への身体的介護に対して、抵抗感があるためかもしれない。

経済的援助については、父親においても母親においても弱い相関が認められた。これ

は、たとえ親に感謝の念を抱いていたとしても、経済的援助はそれとは、ある程度、切り離して考えているためではないかと考えられる。

本研究の問題点として、自分の親に対する扶養義務感を父親と母親のそれぞれについて回答を求めなかった点が挙げられる。今後、父親と母親のそれぞれに対する扶養義務感をとらえて、検討していきたい。

【引用文献】

- 間三千夫・唐軒斐・種子田綾・中嶋和夫 2004 老親扶養義務感測定尺度の因子モデルの検討 信愛紀要 44, 46-48
東野定律・大戸賀政昭・筒井孝子・桐野匡史・筒井澄栄・中嶋和夫・小山秀夫 2007 老親扶養義務感と介護継続意思との関係 介護経営 2 (1), 2-11
池田幸恭 2006 青年期における母親に対する感謝の心理状態の分析 教育心理学研究, 54(4), 487-497
森岡清美 1976 高齢化社会における家族の構造と機能 社会福祉研究 19 (4), 3-8
Quinn WH 1983 Personal and family adjustment in later life. Journal of Marriage and the Family 45, 57-73
太田美緒・甲斐一郎 2002 老親扶養義務感尺度の開発, 社会福祉学 42(2), 130-138

【付記】

本研究の調査にご協力いただきました皆様に深謝いたします。データの収集にあたっては、大脇彩季さん（大分県立芸術文化短期大学2007年度卒業）にご協力をいただきました。記して感謝いたします。